

平成二十六年厚生労働省令第五号

障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令
地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に
関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社
会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第四項及び障害者の
日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十条第二
項（同令第十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、障害程度区分に係る市町村審
査会による審査及び判定の基準等に関する省令の全部を改正する省令を次のように定める。
障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生勞
働省令第四十号）の全部を次のように改正する。

（障害支援区分に関する審査判定基準等）

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第
四條第四項の主務省令で定める区分は、第二号から第七号までに掲げる区分とし、障害者の日常
生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「令」という。）第十条第二項（令
第十三条において準用する場合を含む。）に規定する市町村審査会（法第十五条に規定する市町
村審査会をいう。以下同じ。）が行う審査及び判定は、当該審査及び判定に係る障害者に必要と
される支援の度が次の各号に掲げる区分等に応じそれぞれ当該各号に掲げる支援の度のいず
れかに該当するかについて行うものとする。この場合において、法第二十条第二項（法第二十四
条第三項、第五十一条の六第二項及び第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。）の
規定による調査（以下「障害支援区分認定調査」という。）の結果及び医師意見書に基づいて算
定された別表第一の項目の欄に掲げる項目（以下単に「項目」という。）のうち当該障害者の障
害の状態に当てはまるものに係る点数又は当該点数を各群につき合計した点数（以下「合計点数
等」という。）が二以上の別表第二の番号の欄に掲げる番号（以下単に「番号」という。）に係る
同表の条件の欄に掲げる条件（以下単に「条件」という。）を満たす場合における次の各号に掲
げる規定の適用については、当該二以上の番号に係る同表の区分等該当可能性の欄に掲げる割合
のうち最も高いもの（当該最も高いものが二以上あるときは、当該最も高いものに係る番号のう
ち最も大きいもの）に係る条件のみを満たすものとして取り扱うものとする。

- 一 非該当 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合
イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の非該当の項のいずれかの番号に係る条件を満
たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案
して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）
ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当
すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）
二 区分一 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合
イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分一の項のいずれかの番号に係る条件を満
たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案
して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）
ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当
すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）
三 区分二 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合
イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分二の項のいずれかの番号に係る条件を満
たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案
して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）
ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当
すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）
四 区分三 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合
イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分三の項のいずれかの番号に係る条件を満
たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案
して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）

- ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当
すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）
五 区分四 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合
イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分四の項のいずれかの番号に係る条件を満
たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案
して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）
ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当
すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）
六 区分五 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合
イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分五の項のいずれかの番号に係る条件を満
たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案
して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）
ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当
すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）
七 区分六 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合
イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分六の項のいずれかの番号に係る条件を満
たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案
して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）
ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当
すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）

（都道府県審査会に関する説替へ）
第二条 法第二十六条第二項の規定により審査判定業務を都道府県に委託した市町村について、前
条の規定を適用する場合には、同条中「市町村審査会（法第十五条に規定する市町村審査
会をいう。以下同じ。）」とあるのは、「都道府県審査会」とする。

附則 抄
（施行期日）
第一条 この省令は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため
の關係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一
日）から施行する。

附則 抄
（令和五年三月三十一日厚生労働省令第四八号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

別表第一（第一条関係）

Table with 3 columns: 群 (Group), 項目 (Item), 点数 (Points). It details criteria for different support levels (I, II, III) based on survey results and medical opinions.

3 生活機能II（移動・清潔等）										2 生活機能I（排泄・食事等）										
口腔清潔	入浴	移動	移動	移動	乗移	排便	排便	食事	食事	排泄	排泄	排泄	排泄	排泄	排泄	排泄	排泄	排泄	排泄	排泄
要支援0	要支援0	要支援0	要支援0	要支援0	要支援0	要支援0	要支援0	要支援0	要支援0	要支援0	要支援0	要支援0	要支援0	要支援0	要支援0	要支援0	要支援0	要支援0	要支援0	要支援0
部分的な必要	部分的な必要	見守り等	見守り等	見守り等	見守り等	部分的な必要	部分的な必要	部分的な必要	部分的な必要	部分的な必要	部分的な必要	部分的な必要	部分的な必要	部分的な必要	部分的な必要	部分的な必要	部分的な必要	部分的な必要	部分的な必要	部分的な必要
9.6	1.6	8.5	8.5	8.5	6.6	9.0	6.1	4.4	4.4	5.3	1.9	1.0	8.2	7.5	7.5	4.5	4.5	2.7	2.7	4.9
要全面的な	要全面的な	要部分的な	要部分的な	要部分的な	要部分的な	要全面的な	要全面的な	要全面的な	要全面的な	要全面的な	要全面的な	要全面的な	要部分的な	要部分的な	要部分的な	要部分的な	要部分的な	要部分的な	要部分的な	要部分的な
9.5.1	2.6.1	8.0.1	8.0.1	8.0.1	7.0.1	9.9.1	1.0.2	9.3.2	2.5.2	4.3	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	4.9	4.9	4.9
		要全面的な	要全面的な	要全面的な	要全面的な					要全面的な	要全面的な	要全面的な	要全面的な	要全面的な	要全面的な	要全面的な	要全面的な	要全面的な	要全面的な	要全面的な
		1.7.1	1.7.1	1.7.1	9.5.1					4.1.1	8.4.1	6.3.1	5.4.1	5.4.1	5.4.1	5.4.1	5.4.1	5.4.1	5.4.1	5.4.1

5 応用日常生活動作					4 視聴覚機能				
交通手段の利用	買い物	洗濯	掃除	調理	聴力	視力	健康・栄養管理	衣服の着脱	衣服の着脱
要支援0	要支援0	要支援0	要支援0	要支援0	日常生活に障害がない	日常生活に障害がない	日常生活に障害がない	日常生活に障害がない	日常生活に障害がない
部分的な必要	部分的な必要	部分的な必要	部分的な必要	部分的な必要	聞き取り	図が読めない	約1m離れた視力	必要	見守り等
9.6	9.7	0.7	7.6	4.9	4.6	8.2	3.9	9.6	9.6
要全面的な	要全面的な	要全面的な	要全面的な	要全面的な	聞き取り	力確認	目の前に	要全面的な	要部分的な
9.8.1	5.9.1	5.0.2	9.0.2	2.0.2	1.9	3.7	7.6.1	0.2.1	0.2.1
					ほとんど聞き取れない	ほとんど見えていない		要全面的な	要全面的な
					1.9	5.5.2		2.8.1	2.8.1
					全く聞けない	全く見えない			
					1.9	3.8.2			
					能不断判か	能不断判か			
					1.1.5	9.8.4			

不適応	集団への支	忘れ	ひどい物	異食行動	不潔行為	物を衣類を壊す	収集癖	1人で出	たがる			
要	が支	が支	が支	が支	が支	が支	が支	要	が支	要	が支	要
不	援0	不	援0	不	援0	不	援0	不	援0	不	援0	不
	が必要		が必要		が必要		が必要		が必要		が必要	
	1		6		1		8		0		0	
	3		0		5		3		5		5	
	に1回		に1回		に1回		に1回		に1回		に1回	
援が必要	以上の支	援が必要	以上の支	援が必要	以上の支	援が必要	以上の支	援が必要	以上の支	援が必要	以上の支	援が必要
	4		7		1		1		4		5	
	3		0		5		5		5		5	
	週に1回		週に1回		週に1回		週に1回		週に1回		週に1回	
援が必要	以上の支	援が必要	以上の支	援が必要	以上の支	援が必要	以上の支	援が必要	以上の支	援が必要	以上の支	援が必要
	8		0		1		5		1		6	
	4		1		6		5		6		6	
	週に1回		週に1回		週に1回		週に1回		週に1回		週に1回	
援が必要	以上の支	援が必要	以上の支	援が必要	以上の支	援が必要	以上の支	援が必要	以上の支	援が必要	以上の支	援が必要
	5		5		5		5		5		5	
	日(週)		日(週)		日(週)		日(週)		日(週)		日(週)	
必要	支援が	必要	支援が	必要	支援が	必要	支援が	必要	支援が	必要	支援が	必要
以上(週)	6		1		2		7		0		7	
	5		2		6		5		7		6	
	毎		毎		毎		毎		毎		毎	
	5		2		6		5		7		6	

8
行動上の
障害(B
群)

過食・反	行動	突発的な	不適切な	他人を傷	自らを傷	不安定な	多動・行	多動・行	多動・行	多動・行	多動・行	多動・行
すう等	行動	突発的な	不適切な	他人を傷	自らを傷	不安定な	多動・行	多動・行	多動・行	多動・行	多動・行	多動・行
要	が支	要	が支	要	が支	要	が支	要	が支	要	が支	要
不	援0	不	援0	不	援0	不	援0	不	援0	不	援0	不
	が必要		が必要		が必要		が必要		が必要		が必要	
	2		4		5		3		2		3	
	4		5		3		2		3		1	
	月に1回		月に1回		月に1回		月に1回		月に1回		月に1回	
援が必要	以上の支	援が必要	以上の支	援が必要	以上の支	援が必要	以上の支	援が必要	以上の支	援が必要	以上の支	援が必要
	5		8		4		3		5		2	
	4		3		5		3		3		6	
	週に1回		週に1回		週に1回		週に1回		週に1回		週に1回	
援が必要	以上の支	援が必要	以上の支	援が必要	以上の支	援が必要	以上の支	援が必要	以上の支	援が必要	以上の支	援が必要
	9		7		2		9		3		6	
	4		0		7		6		6		3	
	週に1回		週に1回		週に1回		週に1回		週に1回		週に1回	
援が必要	以上の支	援が必要	以上の支	援が必要	以上の支	援が必要	以上の支	援が必要	以上の支	援が必要	以上の支	援が必要
	5		5		5		5		5		5	
	日(週)		日(週)		日(週)		日(週)		日(週)		日(週)	
必要	支援が	必要	支援が	必要	支援が	必要	支援が	必要	支援が	必要	支援が	必要
以上(週)	7		7		0		9		1		2	
	7		2		1		9		1		6	
	毎		毎		毎		毎		毎		毎	
	7		1		1		9		1		6	

										9	
										行動上の障害(群)	
継続が支要	集中力が支要	話がまとまらないが支要	意欲が乏しいが支要	対人面の不安緊張が支要	鈍麻	敏感・感覚過	反復的行動	過飲水・多飲水			
0	0	0	0	0	0	0	0	0			
1	1	1	1	1	1	1	1	1			
6	3	4	3	3	7	2	3	6			
援が支要	以上の支要	援が支要	援が支要	援が支要	援が支要	援が支要	援が支要	援が支要			
6	3	4	3	7	5	1	0	9			
援が支要	以上の支要	援が支要	援が支要	援が支要	援が支要	援が支要	援が支要	援が支要			
6	3	5	3	9	5	1	2	5			
以上の支要	以上の支要	以上の支要	以上の支要	以上の支要	以上の支要	以上の支要	以上の支要	以上の支要			
6	3	5	3	9	5	1	2	5			
必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要			
に5日	に5日	に5日	に5日	に5日	に5日	に5日	に5日	に5日			
6	3	5	3	9	5	1	2	5			

										医師意見	1	1	0	1			
										縮麻痺・拘							
節縮	節縮	節縮	節縮	節縮	節縮	節縮	節縮	節縮	節縮	節縮	節縮	節縮	節縮	節縮	節縮	節縮	節縮
関節の拘	関節の拘	関節の拘	関節の拘	関節の拘	関節の拘	関節の拘	関節の拘	関節の拘	関節の拘	関節の拘	関節の拘	関節の拘	関節の拘	関節の拘	関節の拘	関節の拘	関節の拘
ない	ない	ない	ない	ない	ない	ない	ない	ない	ない	ない	ない	ない	ない	ない	ない	ない	ない
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0	6	9	6	8	9	2	8	4	7	3	9	1	6	8	2	1	9
										両下肢のみ	9	4					
										右上下肢のみ	2	8					
										その他	9	3	1				
										援助が	必要	支要	以上	に5日	日(週)	必要	支要
										援助が	必要	支要	以上	に5日	日(週)	必要	支要
										援助が	必要	支要	以上	に5日	日(週)	必要	支要
										援助が	必要	支要	以上	に5日	日(週)	必要	支要

501	生活機能ⅠⅡ21.0かつ生活機能ⅡⅣ23.6かつ生活機能ⅡⅤ50.6かつ応用日常生活動作Ⅱ73.2かつ認知機能Ⅱ23.9かつ行動上の障害(A群)Ⅳ31%	2.8
401	(C群)Ⅱ24.7かつ移乗Ⅱ6.6 生活機能ⅠⅣ21.1かつ生活機能ⅡⅣ23.6かつ生活機能ⅡⅤ34.8かつ応用日常生活動作Ⅱ69.4かつ行動上の障害(A群)Ⅱ30.2かつ行動上の障害5%	5.2
301	(A群)Ⅱ23.1かつ生活障害評価 社会的適応Ⅱ0.0 生活機能ⅠⅣ21.1かつ生活機能ⅡⅣ23.6かつ生活機能ⅡⅤ50.6かつ応用日常生活動作Ⅱ73.3かつ行動上の障害(A群)Ⅳ14.2かつ行動上の障害3%	3.0
201	(A群)Ⅱ14.1かつ排尿Ⅱ0.0 生活機能ⅠⅡ21.0かつ生活機能ⅡⅣ23.6かつ生活機能ⅡⅤ50.6かつ応用日常生活動作Ⅱ73.3かつ行動上の障害(A群)Ⅳ3.1かつ行動上の障害7%	7.0
101	(C群)Ⅳ24.8かつ移乗Ⅱ6.6 生活機能ⅠⅣ21.1かつ生活機能ⅡⅣ23.6かつ生活機能ⅡⅤ34.8かつ応用日常生活動作Ⅱ69.4かつ行動上の障害(A群)Ⅱ30.2かつ行動上の障害2%	2.0
001	生活機能ⅠⅡ21.0かつ生活機能ⅡⅣ23.6かつ生活機能ⅡⅤ50.6かつ応用日常生活動作Ⅱ73.3かつ行動上の障害(A群)Ⅱ3.0かつ麻痺・拘縮Ⅱ6%	6.0
99	生活機能ⅠⅡ21.0かつ生活機能ⅡⅣ23.6かつ生活機能ⅡⅤ50.6かつ応用日常生活動作Ⅱ73.3かつ行動上の障害(A群)Ⅱ3.0かつ麻痺・拘縮Ⅳ8%	8.0
89	生活機能ⅠⅣ21.1かつ生活機能ⅡⅣ34.9かつ生活機能ⅡⅤ50.6かつ応用日常生活動作Ⅱ69.4かつ行動上の障害(A群)Ⅱ30.2かつ移乗Ⅱ6.6かつ排尿Ⅱ0.0	9.0
79	生活機能ⅡⅣ21.1かつ生活機能ⅡⅣ23.6かつ生活機能ⅡⅤ50.6かつ応用日常生活動作Ⅱ73.3かつ行動上の障害(A群)Ⅳ20.2かつ行動上の障害5%	5.0
69	生活機能ⅠⅡ21.0かつ生活機能ⅡⅣ23.6かつ生活機能ⅡⅤ50.6かつ応用日常生活動作Ⅱ73.3かつ行動上の障害(A群)Ⅳ23.2かつ生活障害評価 社会的適応Ⅱ0.0	0.0
59	生活機能ⅠⅣ15.6かつ生活機能ⅡⅡ23.5かつ応用日常生活動作Ⅳ36.2かつ応用日常生活動作Ⅱ73.2かつ行動上の障害(A群)Ⅱ20.1かつ麻痺・拘縮Ⅳ7.2	5.2
49	生活機能ⅠⅡ21.0かつ生活機能ⅡⅣ23.6かつ生活機能ⅡⅤ50.6かつ応用日常生活動作Ⅱ73.3かつ行動上の障害(A群)Ⅱ14.1かつ排尿Ⅳ11.3%	3.0
39	生活機能ⅡⅡ23.5かつ応用日常生活動作Ⅳ36.2かつ応用日常生活動作Ⅱ73.2かつ行動上の障害(A群)Ⅳ32.8かつそう鬱状態Ⅱ0.0	3.4
29	生活機能ⅡⅡ23.5かつ応用日常生活動作Ⅱ36.1かつ行動上の障害(A群)Ⅳ21.0かつ調理Ⅳ9.4かつ感情が不安定Ⅳ2.1	4.6
19	生活機能ⅠⅡ21.0かつ生活機能ⅡⅣ34.9かつ生活機能ⅡⅤ50.6かつ応用日常生活動作Ⅱ73.2	4.7
09	生活機能ⅡⅡ23.5かつ生活機能ⅡⅣ34.9かつ生活機能ⅡⅤ50.6かつ応用日常生活動作Ⅱ73.2かつそう鬱状態Ⅳ12.3	5.8

911	生活機能ⅠⅣ0.1かつ生活機能ⅠⅡ22.4かつ認知機能Ⅱ0.0かつ移乗Ⅱ6.6かつ入浴Ⅱ6.1かつ関節の拘縮 肩関節 左Ⅱ0.0	1.8
811	生活機能ⅠⅣ0.1かつ生活機能ⅠⅡ22.4かつ認知機能Ⅱ0.0かつ移乗Ⅱ6.6かつ入浴Ⅱ6.1かつ関節の拘縮 肩関節 右Ⅱ0.0	1.8
711	生活機能ⅠⅣ0.1かつ生活機能ⅠⅡ22.4かつ移乗Ⅱ6.6かつ調理Ⅱ20.2かつ麻痺Ⅱ8.2	3.5
611	生活機能ⅠⅣ0.1かつ生活機能ⅠⅡ22.4かつ移乗Ⅱ6.6かつ薬の管理Ⅱ0.0かつ麻痺Ⅱ8.2	9.0
511	起居動作Ⅳ26.7かつ起居動作Ⅱ62.0かつ行動上の障害(B群)Ⅱ0.0かつ排尿Ⅱ10.9かつ関節の拘縮 その他Ⅱ0.0	4.8
411	起居動作Ⅳ26.7かつ起居動作Ⅱ62.0かつ行動上の障害(B群)Ⅱ0.0かつ排尿Ⅱ10.9かつ麻痺 右下肢Ⅳ2.0	1.8
311	起居動作Ⅳ26.7かつ起居動作Ⅱ62.0かつ行動上の障害(B群)Ⅱ0.0かつ排尿Ⅱ10.9かつ麻痺 左下肢Ⅳ2.0	1.8
211	起居動作Ⅳ26.7かつ起居動作Ⅱ62.0かつ行動上の障害(B群)Ⅱ0.0かつ移動Ⅱ5.8かつ排尿Ⅱ10.9	5.8
111	排便Ⅱ0.0かつこだわりⅡ2.6かつてんかんⅣ1.0	0.4
011	排便Ⅱ0.0かつこだわりⅡ2.6かつてんかんⅣ1.0	5.4
901	生活機能ⅠⅣ21.1かつ生活機能ⅠⅡ35.7かつ生活機能ⅡⅣ23.6かつ生活機能ⅡⅤ41.1かつ応用日常生活動作Ⅳ69.5かつ行動上の障害(A群)Ⅱ30.2かつ行動上の障害(B群)Ⅱ26.4かつ移乗Ⅱ6.6かつ口腔清潔Ⅱ0.0	6.0
801	生活機能ⅠⅣ21.1かつ生活機能ⅠⅡ35.7かつ生活機能ⅡⅣ23.6かつ生活機能ⅡⅤ41.1かつ応用日常生活動作Ⅳ69.5かつ行動上の障害(A群)Ⅱ30.2かつ行動上の障害(B群)Ⅱ26.4かつ移乗Ⅱ6.6かつ口腔清潔Ⅳ6.9	7.2
701	生活機能ⅠⅣ21.1かつ生活機能ⅡⅣ32.8かつ生活機能ⅡⅤ50.6かつ応用日常生活動作Ⅱ73.2かつ認知機能Ⅳ20.6かつ行動上の障害(A群)Ⅱ36.7かつ移乗Ⅱ0.0かつ暴言暴行Ⅱ0.0	5.1
601	生活機能ⅠⅣ21.1かつ生活機能ⅡⅣ32.8かつ生活機能ⅡⅤ50.6かつ応用日常生活動作Ⅱ73.2かつ認知機能Ⅳ20.6かつ行動上の障害(A群)Ⅱ36.7かつ移乗Ⅱ0.0	6.2
011	生活機能ⅠⅣ21.1かつ生活機能ⅡⅣ32.8かつ生活機能ⅡⅤ50.6かつ応用日常生活動作Ⅱ73.2	5.5

